

大通達甲（人少）第17号
大通達甲（鑑識）第5号
大通達甲（科研）第2号
令和6年4月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長

行方不明者発見活動に関する規則等の運用上の留意事項等について（通達）

行方不明者発見活動（以下「発見活動」という。）については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）、行方不明者発見活動に関する規程（平成22年大分県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）、「行方不明者発見活動に関する規則等の運用上の留意事項等について」（令和3年3月31日付け大通達甲（人少）第7号、（鑑識）第3号、（科研）第2号）等に基づき実施しているところであるが、令和6年3月1日から、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム（以下「システム」という。）による行方不明事案情報管理業務が運用開始されたことに伴い、発見活動上の留意事項等の一部を下記のとおり変更したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

第1 総則関係

1 目的等（規則第1条、訓令第1条関係）

規則は、発見活動が警察の責務を達成するための重要な活動であることを明確に示し、当該活動のより確実な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的としている。

なお、訓令第1条は、その趣旨が、規則に定めるもののほか、発見活動に関し必要な事項を定めることであることを示しており、警察職員は、規則及び訓令に定めるところに従い、発見活動のより確実な実施を図らなければならない。

2 定義（規則第2条関係）

(1) 行方不明者（第1項関係）

「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、規則第6条第1項の規定により届出がなされたものをいう。

(2) 特異行方不明者（第2項関係）

ア 犯罪被害（第1号関係）

「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

イ 少年福祉犯被害（第2号関係）

「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会

規則第20号) 第37条に規定する福祉犯をいう。

「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後少年の福祉を害する犯罪の被害にあう蓋然性の強いことをいう。当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事情のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うこと。

ウ 事故遭遇（第3号関係）

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

なお、「その他の事情」には、行方不明となる特段の原因・動機がないという事情を含み、特異行方不明者に該当すると判断できる具体的な情報はない一方で自発的な家出をうかがわせるような情報も把握できない事案については、同号に規定する者に該当することとして、特異行方不明者と判定することとして差し支えないものとする（行方不明者の年齢、性別等から他の類型の特異行方不明者として判定することを妨げるものではない。）。

エ 自殺企図（第4号関係）

「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

オ 自傷他害のおそれ（第5号関係）

「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲若しくは刀剣類、同法第3条第1項に規定するクロスボウ、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物等を携帯していることをいう。

「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

カ 自救無能力（第6号関係）

「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

3 発見活動の基本（規則第3条、訓令第2条関係）

規則第3条各号においては、「発見活動の基本」が定められているが、その概要等は次のとおりである。

(1) 迅速かつ的確な対応（第1号関係）

発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応すること。

(2) 必要な捜査の実施（第2号関係）

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

(3) 関係者の名誉及び生活の平穩に対する配慮（第3号関係）

行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮すること。発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払うこと。

(4) 警察の組織的機能の発揮（第4号関係）

関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携すること。発見活動を行うに当たっては、当該都道府県警察や生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、関係都道府県警察及び警察の各部門が相互に連携し警察全体として発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。

4 警察本部長及び警察署長（規則第4条・第5条、訓令第3条・第4条関係）

(1) 警察本部長の指揮等

警察本部長は、関係都道府県警察と緊密な連携を図るための調整や当該都道府県警察における各部門の連携の状況及び発見活動の進捗状況等を把握し必要な指揮を行うなど個々の発見活動が適正に行われるように全般の指揮監督に当たるとともに、必要に応じて、警察職員に対する指導教養の徹底、発見活動専従班の設置等の発見活動のための体制の整備、行方不明者照会の励行等を図ることにより、発見活動の効果的な運営に努めること。

(2) 警察署長の指揮等

ア 警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて、各部門を相互に連携させ発見活動のため十分な体制を構築するなどにより発見活動の適切な実施を確保すること。

イ 警察署長は、発見活動に係る事案に関し、訓令第4条第2項各号に掲げる事項を具体的に指揮するとともに、指揮の内容については、行方不明事案指揮・対応票（訓令第1号様式）により明らかにしておくこと。

第2 行方不明者届の受理等

1 行方不明者届の受理（規則第6条関係）

(1) 行方不明者届をしようとする者（第1項関係）

ア 行方不明者の後見人（第1号関係）

「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る業務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第2号関係）

「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

ウ 行方不明者の福祉に関する事務に従事する者（第4号関係）

「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員、行政又は社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者であって、行方不明者が

確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

エ 行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者（第5号関係）

「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であつて、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(2) 留意事項

ア 行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長は、規則第6条第1項各号に該当する者からの行方不明者届がなされた場合には、これを受理すること。

なお、本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。

イ 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故遭遇のおそれ等のある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所から遠隔地にある場合、行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届を受理すること。

2 行方不明者届の受理時の措置（規則第7条、訓令第5条関係）

(1) 聴取、資料の提出要求等

警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から、規則第7条第1項各号に掲げる事項について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めること。

また、発見活動にDNA型鑑定（DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第2条第3号のDNA型鑑定をいう。以下同じ。）を用いることが有効である事案にあつては、届出人その他関係者に対し、可能な範囲でDNA型鑑定資料の提出を求めること。

さらに、警察署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合は、所属の警察職員に指示し、補充の調査を実施すること。

(2) 届出人に対する説明

警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、警察が行う発見活動について正確な知識を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにすること等のため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等について説明すること。特に、規則第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと又は通知する事項を限ることがあること及び同条第2項に基づきストーカー事案等であることが判明した時は本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明すること。

なお、警察署長は、届出人が規則第6条第1項第2号又は第5号に規定する者である場合その他必要があると認める場合は、届出人の皆様へ（説明書）（第1号様式）

を徴すること。

(3) 受理票の作成等

警察署長は、行方不明者届を受理したときは、行方不明者届受理・登録票（訓令第2号様式。以下「受理票」という。）を作成すること。

なお、受理票は、行方不明者届出受理簿（第2号様式）とともに保管すること。

(4) 留意事項

行方不明者届の受理に当たっては、秘密が保持され、かつ、届出人が落ち着いて事情を説明できる場所を選ぶとともに、届出人の心情を傷つけることのないよう細心の注意をすること。

3 行方不明者に係る事項の報告（規則第8条、訓令第6条関係）

警察署長は、行方不明者届を受理したとき又は行方不明者に係る事項に変更があったときは、速やかに、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を通じて警察本部長に報告するとともに、システムへ登録すること。

また、人身安全・少年課長及び警察本部長は、発見活動を行う警察署長に対し、必要な指導、助言を行うこと。

4 事案の引継ぎ（規則第9条、訓令第7条関係）

規則第6条第2項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、規則第8条第1項及び第2項の規定による警察本部長等への報告及びシステムへの登録を行った上で、当該事案を、当該行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長に対し、受理票などを添付の上、行方不明者届引継書（訓令第3号様式）により引き継ぐこと。

また、引継ぎをした警察署長は、届出人に対し、発見活動を主体となって行う警察署長が変更になること及び引継ぎ先の窓口担当者を確実に通知すること。

さらに、引継ぎを受けた警察署長は、速やかに、システムへの登録を行い、その旨を引継ぎをした警察署長に連絡すること

5 事後に取得した情報の記録及び活用（規則第10条、訓令第8条関係）

行方不明者届を受理した警察署長（引継ぎがあった場合にあっては、引継ぎを受けた警察署長。以下「受理署長」という。）は、所属の警察職員に、行方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、確実に記録化させるとともに、報告を徹底させること。

また、受理署長は、行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置を採るとともに、規則第21条の規定により特異行方不明者手配（以下「手配」という。）を行っている場合には、手配先の警察署長に対し取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用すること。

6 特異行方不明者の判定（規則第11条、訓令第9条関係）

受理署長は、警察署の生活安全課長又は生活安全係長に、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかについてその意見を報告させるとともに、規則第7条第1項の規定による聴取の内容、規則第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報及び警察署の生活安全課長又は生活安全係長の報告の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。

また、判定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど、行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。

さらに、受理署長は、規則第11条第1項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき及び特異行方不明者に該当すると判定した者がこれに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を警察本部長に報告すること。

第3 行方不明者の発見のための活動

1 一般的な発見活動

(1) 警察活動を通じた発見活動（規則第12条・第13条、訓令第10条関係）

警察職員は、システムへの照会を効果的に活用すること等により、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、これらの活動に当たること。

(2) 行方不明者に係る資料の公表（規則第14条、訓令第11条関係）

ア 受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、必要に応じ人身安全・少年課長との連携を図り、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署、交番、駐在所等の警察施設の掲示場その他行方不明者の発見に効果的な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

なお、インターネットの利用による公表については、人身安全・少年課長が別に定める。

イ 受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について指導すること。

なお、規則第14条第3項に規定する資料の作成については、公表資料作成例（別添）を参考として、必要な指導をすること。

ウ 公表を行うときは、あらかじめ届出人の意思を確認するとともに、行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮すること。

公表の必要がなくなった場合には、速やかに、公表した資料の回収・削除等を行うこと。

(3) 受理票の写しの送付等（規則第15条、訓令第12条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し、受理票の写しを送付する等して連携を図ること。

なお、受理署長は、送付等した受理票の写しの内容に変更があったときは、その旨を鑑識課長に通知すること。

(4) 身元不明死体票の作成及び送付（規則第16条、訓令第13条関係）

警察署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに、身元不明死体票（訓令第4号様式）を作成し、身元不明死体関係資料送付書

(第3号様式)により鑑識課長に送付すること。

(5) 鑑識課長による対照等(規則第17条・第18条関係)

鑑識課長は、受理票の写し及び身元不明死体票の整理及び保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

ア 男女別

イ 行方不明又は死亡年(推定)

ウ 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢(推定)

エ 行方不明又は死亡月日(推定)

(6) 迷い人についての確認(規則第19条、訓令第14条関係)

ア 警察署長は、生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者(以下「迷い人」という。)を発見(他の行政機関から通報を受けて認知した場合等を含む。)したときは、年齢、人着、土地鑑等に基づきシステムにより照会を実施するとともに、迷い人票(訓令第5号様式)を作成し、迷い人照会書(訓令第6号様式)により他の警察署長に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないかどうかを確認すること。この場合において、他の都道府県警察の警察署長に迷い人についての照会をするときは、人身安全・少年課長を通じて行うこと。

イ 警察署長は、当該迷い人の身元の特定に至らなかったときは、当該迷い人を関係機関に引き継ぐこと。

ウ 身元の特定に至らず関係機関に引き継いだ迷い人の身元確認の経過については、迷い人票の身元確認の経過欄に確実に記録し、関係記録とともに保管すること。

なお、引継ぎ後においても、1年に1回以上、引継ぎ先の関係機関等に連絡等を行い、その内容について、身元確認の経過欄に記載しておくこと。

2 特異行方不明者の発見活動

(1) 受理署長の措置(規則第20条、訓令第12条関係)

ア 特異行方不明者については、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確に採るとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう努めること。

イ 受理署長は、特異行方不明者の発見に必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者の協力を求めることとなることから、発見活動に協力を得ることができるよう、発見活動の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど体制を構築すること。

また、必要があると認めるときは、放送広告の活用について、新聞社、放送局その他の報道機関に協力を依頼すること。この場合においては、あらかじめ届出人の意思を確認するとともに、行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穩を害することがないように配慮すること。

ウ 速やかに身元不明死体の情報との対照ができるよう、受理署長は、特異行方不明者と判定をした後速やかに、規則第2条第2項第2号に掲げる者を除き、受理票の写しを作成し、鑑識課長に送付等すること。

(2) 手配(規則第21条～第24条、訓令第15条・第16条関係)

ア 手配の種別

規則第21条第1号の「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

規則第21条第2号の「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先又は居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

イ 留意事項

- (ア) 手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。
- (イ) 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長に対し、受理票の写しなどを添付の上、特異行方不明者手配書（訓令第7号様式）により手配を行うこと。
- (ウ) 他の都道府県警察の警察署長に手配を行う場合は、人身安全・少年課長を通じて手配をすること。
- (エ) 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合には、警察本部長を通じて他の都道府県警察に対し、当該特異行方不明者の発見活動への協力の要請を行うことができることに留意すること。

ウ 手配を受けた警察署長の措置

手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを勘案し、規則第23条に規定する措置を迅速かつ的確に採り、その実施結果を受理署長に通知すること。

なお、他の都道府県警察の警察署長に手配を受けた場合の実施結果の通知は、人身安全・少年課長を通じて行うこと。

エ 手配の有効期間

手配は、手配先の警察署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配の必要性等を適切に判断した上で、手配の有効期間を更新すること。

第4 特異行方不明者等の資料のDNA型鑑定等

1 特異行方不明者等DNA型記録の作成等（規則第24条の2関係）

(1) 届出人の求め等

ア 規則第24条の2第1項各号列記以外の部分の「届出人の求め」及び「同意」については、届出人又は特異行方不明者の実子、実父若しくは実母から文書により徴するものとし、届出人からの求めについては申立書（第4号様式）により、資料の提出を受ける者の同意については同意書（第5号様式）により徴すること。

なお、同意書を徴する場合においては、提出資料の返還・所有権放棄の確認を必

ず行うこと。

イ 規則第24条の2第1項各号列記以外の部分の「当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるとき」については、当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められる場合とする。

ウ 規則第24条の2第1項各号の「DNA型鑑定に用いられるもの」とは、特異行方不明者が遺留したひげそり又は歯ブラシ、特異行方不明者の実子、実母又は実父の口腔内細胞等をいう。

エ 規則第24条の2第1項第2号の「実子」、同項第3号の「実父」及び同項第4号の「実母」については、戸籍上の親子を指すのではなく、生物学上の親子を指す。

オ 第4項の「対照」とは、特定DNA型（DNA型記録取扱規則第2条第2号の特定DNA型をいう。以下同じ。）における各座位のDNA型の数字又は文字を比較する方法により行われる。

(2) DNA型鑑定の嘱託

ア 規則第24条の2第1項各号列記以外の部分の受理署長から刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）へのDNA型鑑定の嘱託は、鑑定嘱託書（第6号様式）により行うこと。

イ 鑑定資料の選定に当たっては、必要に応じて事前に人身安全・少年課長及び科学捜査研究所長と協議すること。

(3) 引継ぎをした事案の鑑定嘱託

ア 行方不明者届に係る事案の引継ぎが行われている場合は、特異行方不明者等資料に係る鑑定関係の資料を適正に管理するため、引継ぎを受けた警察署において行うこと。

イ 特異行方不明者等資料のうち特異行方不明者の実子、実父又は実母に係るものについては、引継ぎを受けた警察署に提出させること。ただし、届出人から受理警察署に当該資料を提出したい旨の要望を受けた場合は、受理警察署と引継ぎを受けた警察署が協議の上、受理警察署が提出を受けることができる。この場合において、当該資料は、書留又は簡易書留郵便により引継ぎを受けた警察署に送付すること。

ウ 特異行方不明者の遺留資料については、当該資料の紛失防止のため、届出人に持参させること。

(4) 科学捜査研究所長への通知

規則第24条の2第4項に定めるもののほか、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）が同項の規定による対照をした場合において、次のいずれかに該当するときは、直ちに、当該変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録を送信した警視庁又は道府県警察本部の科学捜査研究所長に通知される。

ア 特異行方不明者等DNA型記録（行方不明者発見活動に関する細則（平成27年警察庁訓令第3号）第2条に規定する特定行方不明者等DNA型記録をいう。以下同じ。）に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者等が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は当該死体DNA型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないとき。

イ 特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型について、DNA型鑑定の結果として判明している範囲内で親子関係に矛盾がないとき。

(5) 警察署長等への通知

科学捜査研究所長は、前記(4)の規定による通知を受けた場合は、直ちに、当該通知の内容を当該通知に係る変死者等資料又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第4条第1項に規定する資料についてDNA型鑑定を囑託した警察署長等に通知すること。

(6) 資料の返還

前記(1)により提出を受けた資料について、同意書により、提出した者から返還の意思があった場合は、資料の返還を確実にを行うとともに、受取書（第7号様式）を徴すること。

2 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管等（規則第24条の3関係）

(1) 特異行方不明者等DNA型記録の整理保管

規則第24条の3第1項の規定は、特異行方不明者等DNA型記録が行方不明者発見活動のために整理保管されるものであることを明確にしたものである。

(2) 必要かつ適切な措置等

ア 規則第24条の3第2項の「必要かつ適切な措置」とは、アクセス権限の管理等による特異行方不明者等DNA型記録に係る情報の安全確保措置のことをいう。

イ 規則第24条の3第3項第1号の「該当」とは、DNA型鑑定の結果として判明している範囲内で特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は当該死体DNA型記録に係る取扱死体であることに矛盾がないことをいう。

例えば、特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型がアメロゲニン座位を含む24座位全てについて判明している一方、死体DNA型記録に係る特定DNA型については、資料中のDNAの分解が進んでいるなどして9座位しか判明しなかった場合でも、当該9座位の特定DNA型と特異行方不明者等DNA型記録に係る9座位の特定DNA型を比較した結果、当該死体DNA型記録に係る取扱死体が当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者であることに矛盾がないときは「該当」したものとする。

ウ 規則第24条の3第3項第2号の「前号に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき」とは、次の場合とする。

(ア) 規則第24条の2第4項の規定による対照をした場合において、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特定DNA型と犯罪鑑識官の保管する変死者等DNA型記録又は死体DNA型記録に係る特定DNA型を比較した結果、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者の実子、実父又は実母と当該変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体の親子関係に矛盾がなく、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が当該

変死者等DNA型記録に係る変死者等又は死体DNA型記録に係る取扱死体であることが判明したとき。

- (イ) 規則第24条の3第3項第1号及び前記(ア)に掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録に係る特異行方不明者が発見され、又はその死亡が確認されたとき。
- (ウ) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人又は特異行方不明者等資料の提出を受けた者から、当該特異行方不明者等DNA型記録の抹消を希望する旨の申し出があったとき。
- (エ) 当該特異行方不明者等DNA型記録に係る届出人が、当該特異行方不明者等DNA型記録に係る行方不明者届を取り下げたとき。
- (オ) 前記(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、特異行方不明者等DNA型記録を保管する必要がなくなったとき。

第5 行方不明者の発見時の措置

1 行方不明者を発見した警察職員等の措置（規則第25条、訓令第17条関係）

- (1) 届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適当であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対し届出人への連絡を促すなどの措置を採り、自らは届出人その他関係者に連絡しないこと。
- (2) 保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条等に基づく保護又は警察法（昭和29年法律第162号）第2条に基づく保護を行うこと。
- (3) 行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者発見票（訓令第8号様式）を作成するとともに、規則第25条第4項の通知を行う際に、受理署長に対し、その写しを送付すること。

なお、他の都道府県警察の受理署長に発見の通知を行う場合は、人身安全・少年課長を通じて行うこと。

2 届出人に対する通知（規則第26条、訓令第18条関係）

受理署長は、行方不明者が発見されたとき、又はその死亡が確認されたときは、原則として、届出人に通知すること。ただし、当該行方不明者の意思、自救能力、年齢等を考慮して、適当と認めるときは通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができるとに留意すること。

また、当該行方不明者に対し、届出人からストーカー行為等をされていないか、配偶者からの暴力を受けていないかなどの事項の確認を行った上、届出人からストーカー行為等がなされていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て、届出人に対し連絡をする場合は、同意書（訓令第9号様式）を徴すること。

なお、自殺企図等の特異行方不明者を発見した場合は、当該行方不明者と直接面接し、行方不明の原因・動機、行方不明の経過などを聴取し、再度の行方不明の予防を図ること。

3 警察本部長に対する報告等（規則第27条、訓令第19条関係）

行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記

録の保管の必要がなくなったと認められるときは、システムに保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、受理署長及び人身安全・少年課長は、その旨を確実に報告すること。

4 鑑識課長等に対する報告等（規則第28条関係）

警察署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき、身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなったと認められるときは、速やかに、身元不明死体関係資料送付書等により鑑識課長に報告すること。

また、警察署長から報告を受けた鑑識課長は、速やかに、その旨を犯罪鑑識官に報告すること。

5 手配の解除（規則第29条、訓令第20条関係）

手配は、手配先の警察署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他手配の必要がなくなったと認めるときは、特異行方不明者手配解除通報書（訓令第10号様式）により、速やかに、手配を解除すること。

第6 行方不明者届がなされていない場合等の特例（規則第30条関係）

発見活動は、生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、警察署長は、行方不明者届の有無等にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則による措置を採ることができることに留意すること。

(人身安全・少年課人身安全対策第二係)

(鑑 識 課 指 紋 係)

(科学捜査研究所法医担当)

届出人の皆様へ（説明書）

〇〇警察署

1 警察では、行方不明者届を受理した場合、各種の警察活動を通して行方不明者発見活動を行います。

2 行方不明者を発見した場合の措置

- 原則として、届出人に対し、発見された日時、場所などを通知します。

ただし、行方不明者が発見された場合であっても

- 行方不明者の意思その他の事情を考慮し、届出人に対し、通知しないこと又は通知する事項を限ることがあります。

さらに

- ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定されているつきまとい等又はストーカー行為をされていた場合
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されている配偶者からの暴力を受けていた場合

に該当すると認められるときは、発見された行方不明者の同意がある場合を除いては、届出人に対し通知をすることはありません。

3 その他

- 行方不明者に関する新たな情報を得た場合
- 行方不明者の帰宅を確認した場合
- 行方不明者の所在を確認した場合
- 届出人の方の住所や連絡先が変更される場合

には届出をした警察署までご連絡ください。

年 月 日

氏名

担当者

〇〇警察署 〇〇係

階級

氏

名

第3号様式

刑事部鑑識課長 殿

年 月 日

警察署長

身元不明死体関係資料送付書

- 1 身元不明死体票 体
- 2 身元不明死体票削除通報 体

身元不明死体関係資料内訳						削除通報時のみ記載	
番号	作成番号	氏 名	性別	推定 年齢	死亡(推 定)年月日	身元判明 年月日	事 由
1	-						
2	-						
3	-						
4	-						
5	-						
6	-						
7	-						
8	-						
9	-						
10	-						

(注) 事由欄には、「身元判明」、「登録不要」と記入すること。

第5号様式（その1）

（本人資料用）

同意書

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した に由来すると認められる資料を鑑定し、同人の
発見のため、警察において活用することに同意します。

1 提出した資料の返還・所有権放棄の確認

- ・ 提出した資料

（ ）

- ・ 返還・所有権放棄の確認

提出した資料（全量消費を除く。）は返還してください。

提出した資料の返還は必要ありません。

2 行方不明者との関係

届出人

同人の 実子・実父・実母

氏名

第5号様式（その2）

（家族資料用）

同意書

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した資料を鑑定し、
の発見のため、警察において活用することに同意します。

なお、提出した資料（口腔内細胞）については、返還の必要
はありません。

氏名

行方不明者との関係

- 実子
- 実父
- 実母

鑑 定 嘱 託 書

第 号
年 月 日

刑事部科学捜査研究所長 殿

警察署長

特異行方不明者 に係る行方不明事案につき、行方不明者発見活動に関する規則第24条の2第1項の規定に基づき下記事項の鑑定を嘱託します。

記

- 1 鑑定資料
- 2 鑑定事項
- 3 その他参考事項
 - (1) 行方不明者届受理票の受理警察署、受理番号、受理年月日
 - (2) 特異行方不明者の氏名（カナ・漢字）、性別、生年月日
 - (3) 資料提供者の氏名（カナ・漢字）、性別、生年月日、特異行方不明者との関係

【本件担当】

課 係

（警電： — ）

（注） 3 (3)は、特異行方不明者の遺留資料を鑑定する場合は記載不要。

受取書

年 月 日

警察署長 殿

私は、行方不明者 に係る

資料（ ）

を提出していましたが、同資料の返還を受けました。

氏名

呼び掛け文

例 「この人をさがしてください」

写真

公 開

大分県〇〇警察署

〇年〇月〇日受理

〇年 第〇号

氏 名

生年月日 (歳)

人相・特徴

【行方不明者の服装】

(平易に表現する)

【行方不明時の状況】

心当たりの方は、下記警察署もしくは最寄りの警察署にお知らせください。

〔連絡先〕

大分県〇〇警察署

生活安全課 電話番号

別添

※ 公表する項目を厳守すること。レイアウトについては変更可